



株式会社 東邦システムサイエンス

証券コード：4333



Anniversary
Toho System Science

第50回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月23日(水曜日)
午前10時

場所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館)
4階 鳳凰の間



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQR
コード^{*}を読み取ることで、
議決権を簡単にご行使
いただけます。

目次

株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金配当の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	14
計算書類	31
監査報告書	42

新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日ご出席される株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

お客様のために、 今までも、そして、これからも。

お客様、お取引先様、株主様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様のご支援、ご愛顧により、東邦システムサイエンスは50周年を迎えることができました。
心より感謝を申し上げます。

私たちは情報化社会の一翼を担う企業として
生命保険・損害保険・証券・銀行など金融関係のシステムを基軸に
通信・放送といった社会インフラを支えるシステムにも範囲を拡げ、
事業展開を図ってまいりました。

そして、今、変化の著しい時代のなかで、お客様に寄り添い、お客様の未来を創るべく
新たなビジョン「お客様が求める価値を共に創造し実現する企業」を掲げ、
「確かな業務力とIT技術力で、お客様の求めるニーズを創り出すと共に
そのニーズを満たすシステムを構築する技術集団になる!」を合言葉に、
全役職員が、行動指針「4C+F」を明確に意識し、
日々の業務のなかで体现していくことにより、
さらなる成長、進化を目指しております。

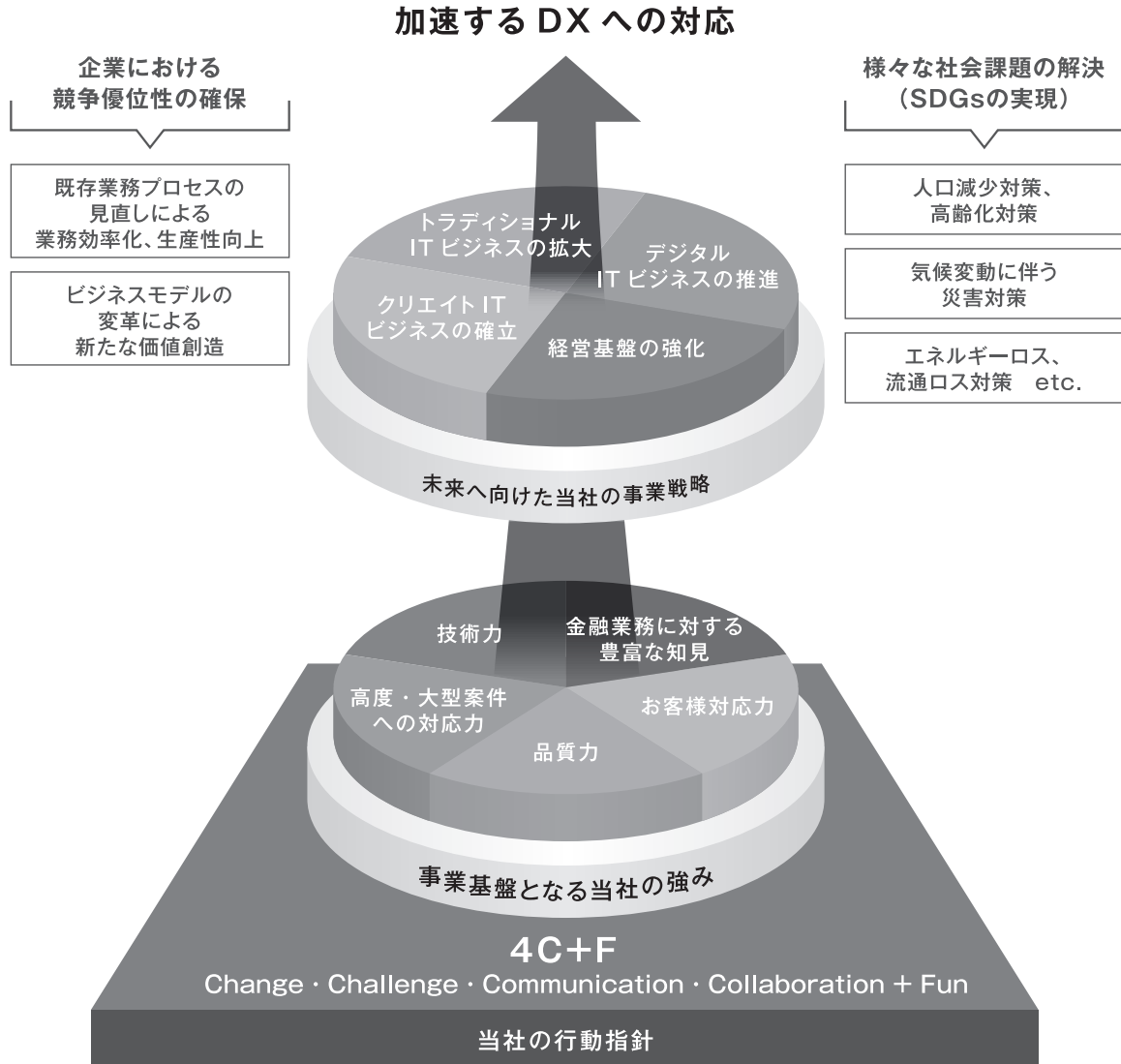
これまで培ってきた「技術力」や「金融業務に対する豊富な知見」、
「品質への徹底したこだわり」といった強みを土台に、
SI事業の維持・拡大はもとより、デジタルビジネスへの挑戦、
サービス提供型ビジネスの構築、経営基盤の強化を図りながら、
50周年を新たな一歩として進み続けていく私たちへ
今後とも変わらぬご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長
小坂友康

当社が目指す方向性

お客様が求める価値を共に創造し実現する企業



トラディショナルITビジネスの拡大

金融システムで
培った強みに
安住しない。
さらなる価値を
提供するために。

お客様の大切なシステムを
高いレベルで維持・管理すると共に
さらなる業務効率化をご支援します。

豊富な金融系の基幹システム開発実績や金融業務知識を
土台に、お客様の大切なシステムを維持・管理するという
重大な使命を果たし続けるとともに、品質技術を究め、
継続的・効果的な品質向上に取り組んでいきます。
さらに、レガシーマイグレーションの提案、新たな開発ブ
ロセスやツールの導入、異業種のお客様の金融サービス
進出支援など新たな領域、新たなお客様への価値提供に
も、果敢にチャレンジしていきます。

デジタルITビジネスの推進

DXを通して
お客様ビジネスの
進化に
挑み続けていく。

お客様の事業拡大や圧倒的な生産性向上に
確かな貢献を果たすDX推進パートナーとして、
多彩なご支援をしていきます。

IT 技術・デジタル技術を活用して、ビジネスモデルや組
織体制などを変革し、競争優位を確立していく「DX の推
進」が求められています。

当社は、AI、5G、アジャイル開発、Ruby や Python 等
のスクリプト系開発、クラウド構築などのデジタル開発や
データ分析といった多様な技術力と、お客様の業務に深
く入り込むなかで培ってきた膨大な知見・ノウハウを駆使
して、お客様に応じた DX の導入から業務フロー策定、
運用・展開までご支援していきます。

クリエイティブITビジネスの確立

自ら生み出していく
サービスで
社会の
新しい姿を
構想する。

お客様の課題解決へ向けて、
当社のUSINGサービス基盤※を活用した、
サービス提供型ビジネスの確立を目指します。

システムを「つくる」から「使う」へ。

当社独自のプロダクト「USING サービス基盤」※をベース
に、お客様の課題やニーズに応じたソリューションをサー
ビスとしてご提供していきます。

パイロット開発・評価から PoC 実施、本格実用化まで、トー
タルでご支援する体制の強化・拡充とともに、海外プロダ
クトを含め、様々な戦略ツールの調査・試行にも積極的に
取り組みながら、当社サービス提供型ビジネスの確立を目
指します。

※ 様々な用途に使用できる汎用的なコミュニケーションサービス

経営基盤の強化

お客様に価値を
提供するためには
まず自分たち
自身が強くなる
必要がある。

個人と組織のパフォーマンスの最大化を図り、
お客様に付加価値を提供し続ける
好循環を生みだします。

「生産性・品質の向上=人財育成」

お客様を含むすべてのステークホルダーの皆様への価値
の提供、および、持続的成長を実現するために、「人と組織」
への積極的な投資を行い、従業員一人ひとりの成長と、
その能力を最大限に発揮できる組織づくりを推進していま
す。また、ガバナンス体制、コンプライアンスの強化も重
点施策として取り組んでいます。

(証券コード 4333)
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目12番14号
株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長 小 坂 友 康

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日ご出席される株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使に際しましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2021年6月22日（火曜日）午後5時30分までに行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月23日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）4階 鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照下さい。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第50期（自2020年4月1日至2021年3月31日）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金配当の件 |
| 第2号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立ってインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tss.co.jp/ir/tabid/121/Default.aspx>）に掲載いたしました。
 2. 株主総会参考書類及び事業報告・計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2021年6月23日（水）
午前10時

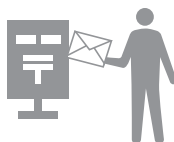
同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2021年6月22日（火）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2021年6月22日（火）
午後5時30分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2021年6月22日（火）
午後5時30分まで

パソコンまたはスマートフォンから、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

議決権行使
について



0120-652-031 (9:00~21:00)

その他の
ご照会



0120-782-031 (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

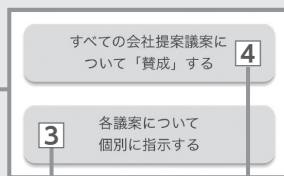


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

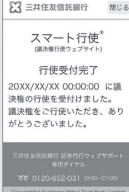


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



<https://www.web54.net>



2 ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項と認識し、安定的な配当の維持及び業績に見合った適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の利益水準や財政状態等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金25円

(うち、普通配当15円、創立50周年記念配当10円)

総額 金301,762,775円

なお、2020年12月に1株当たり10円の間配当を実施しておりますので、1株当たりの年間配当は35円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数 の
1	こ さか と も や す 小 坂 友 康 (1966年1月22日) 再任	1989年4月 当社入社 2007年4月 当社 I T推進部長 2010年4月 当社 第五事業部長兼I T推進部長 2011年4月 当社 執行役員第六事業部長兼I Tソリュー ション三部長 2015年4月 当社 常務執行役員第一統括事業部長 2016年4月 当社 専務執行役員営業開発本部長 2016年6月 当社 取締役 2018年4月 当社 代表取締役社長執行役員（現任） 取締役候補者の選任理由 小坂友康氏は、2018年より当社の代表取締役社長を務め、営業部門・開発部門を統括していた経験と実績により、事業成長のための経営ビジョンの立案・実現に向け、強力なリーダーシップで牽引し、また当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行してまいりました。今後も事業運営に対する高い見識と豊富な知見により当社を継続的な成長に導くことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	52,799株
2	た なべ なお き 田 邊 直 樹 (1962年9月5日) 再任	1986年4月 当社入社 2010年4月 当社 総務部長 2014年4月 当社 執行役員管理本部副本部長兼人事部長 2016年4月 当社 執行役員管理本部長兼人事部長 2017年4月 当社 常務執行役員管理本部長兼人事部長 2018年4月 当社 常務執行役員管理本部長（現任） 2018年6月 当社 取締役（現任） 取締役候補者の選任理由 田邊直樹氏は、長年にわたり管理本部長として当社の管理部門を牽引し、その豊富な経験から当社の経営・管理全般にその能力を発揮しております。内部統制、リスク管理、コンプライアンスへの対応を含めた当社のコーポレート・ガバナンスの強化・運営にその能力を発揮できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	56,148株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	わた なべ かず ひこ 渡 邊 一 彦 (1944年5月4日) 再任	1967年 4 月 東邦生命保険相互会社入社 1996年 4 月 当社 顧問 1996年 6 月 当社 代表取締役社長 1999年10月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役社長 2000年 6 月 同社 代表取締役会長 2002年 6 月 当社 CEO 2002年 6 月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役社長 2006年 4 月 当社 代表取締役会長 2006年 4 月 株式会社ティエスエス・データ・サービス 代表取締役会長 2009年 4 月 株式会社インステクノ 取締役 2011年 4 月 当社 取締役相談役 2018年 4 月 当社 取締役 (現任)	660,180株
		取締役候補者の選任理由 渡邊一彦氏は、当社の代表取締役社長および代表取締役会長を務める等、経営者としての豊富な経験と実績を持ち、幅広い経験と高い見識に基づき、経営全般に関する助言を行っております。今後も実績に裏付けられた的確な視点を経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	こ むかい えい いち 小 向 鋭 一 (1951年2月13日) 再任 社外 独立	1973年 4 月 東洋オフィスメーション株式会社入社 1994年 6 月 同社 取締役 1994年 6 月 東洋ビジネスマシーン株式会社 取締役 2000年 6 月 東洋オフィスメーション株式会社 常務取締役 2005年12月 株式会社デップス 取締役 2006年 4 月 東洋オフィスメーション株式会社 常務取締役兼常務執行役 2006年 4 月 アシスト株式会社 取締役 2007年 7 月 株式会社ジェイ エスキューブ 常務取締役兼常務執行役員 2014年 5 月 同社 常勤顧問 2017年 6 月 当社 取締役 (現任)	4,600株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 小向鋭一氏は、システムソリューション企業出身で業界事情にも明るく、企業経営に携わるなど幅広い経験と高い見識を有しており、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。同氏には、業界の垣根を越えた幅広い人脈を活かし、当社の事業拡大に向けて協力していただくことを期待しております。今後も当社経営への適切な助言や業務執行に対する適切な監督、ならびに事業拡大に向けた活動に協力いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。			
5	しも じま ぶん めい 下 島 文 明 (1953年1月10日) 再任 社外 独立	1976年 4 月 富士通株式会社入社 2006年 4 月 同社 関西営業本部長 2007年 6 月 同社 経営執行役 2009年 6 月 同社 経営執行役常務 2010年 4 月 同社 執行役常務 2013年 6 月 富士通フロンテック株式会社 代表取締役社長 2017年 6 月 同社 常任顧問 2018年 6 月 同社 顧問 2020年 6 月 当社 取締役 (現任)	400株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 下島文明氏は、大手コンピュータメーカー出身で業界事情や最先端のICT技術にも明るく、金融・流通・公共分野にも精通し、企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有することから、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。同氏には、経営経験者としての経験と見識を活かし、経営的な視点から取締役会等の重要な会議でご発言いただき当社の経営計画の進捗等につき監督していただくことを期待しております。今後も当社経営への適切な助言および業務執行の適切な監督をしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。			

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小向鋭一氏及び下島文明氏は、社外取締役候補者であります。
当社は、小向鋭一氏及び下島文明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
小向鋭一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
下島文明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2021年12月8日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役武間久男氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
き の した けい 木 之 下 圭 (1967年9月27日) 新任 社外 独立	1991年4月 三井海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 2006年7月 三井住友海上システムズ株式会社（現MS & ADシステムズ株式会社）出向 2016年5月 同社 開発第一本部代理店システム第一部長 2018年4月 同社 デジタルシステム本部副本部長兼業務プロセス改革システム室長 2021年4月 同社 常務執行役員自動車種目共通システム本部副本部長（現任）	0株
社外監査役候補者の選任理由 木之下圭氏は、大手損害保険会社出身で、長年情報システム部門で経験を積まれており、特に損保及びデジタル系の情報システムに精通し、またコーポレート部門での経験を有しております。同氏には、当社経営に対し、専門的な知識・経験に基づく適切な助言と実効性の高い監査を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、今回新たに社外監査役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木之下圭氏は、社外監査役候補者であります。
なお、木之下圭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。監査役候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2021年12月8日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

以 上

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

I. 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続く中、海外経済の改善や各種施策の効果により景気の持ち直しが期待されたものの、緊急事態宣言が再発出されるなど先行きは依然不透明な状況にあります。

当社が属する情報サービス業界におきましては、特定サービス産業動態統計（2021年2月分確報）によると売上高は前年同月比△4.1%と2カ月ぶりに減少し、受注ソフトウェアにおけるシステムインテグレーションは同△6.9%と12カ月連続の減少となるなど厳しい状況が続いておりますが、企業のデジタル経営志向の強まりを受け、DX（デジタルトランスフォーメーション）を中心に企業の投資需要は回復傾向にあります。

このような環境のもと、当社は、中期事業計画の4本の柱である①トラディショナルITビジネス（SI事業の維持、拡大）、②デジタルITビジネス（デジタルビジネスへの挑戦）、③クリエイティブITビジネス（サービス提供型ビジネスの構築）、④経営基盤の強化（人財確保・育成、働きがい向上、内部管理体制の強化）を重点戦略として取り組んでまいりました。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、既存案件の縮小や新規案件の延期・中止といった減収要因が発生したものの、オンライン会議等のデジタル技術を活用した営業変革により、より多くの引き合い案件の獲得に努めました。また、社員及びパートナー社員の安全と健康に配慮し、柔軟でセキュアなリモートワーク環境を整備することで、事業の継続性を確保してまいりました。更に、自社内への持ち帰り開発の推進に最大限注力し人的リソースの適正化を図り、売上と共に利益率の向上に努めました。

社内業務の効率化の面においては、契約や決裁業務の電子化を図るために基幹系システムの刷新を行いました。働き方変革においては、社員一人ひとりが意欲的に仕事に取り組むことができるよう、資格取得制度の拡充等、キャリア形成を支援する様々な仕組みの整備を行いました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は12,189百万円（前期比4.3%増）、営業利益は1,076百万円（同17.7%増）、経常利益は1,085百万円（同17.6%増）、当期純利益は748百万円（同18.5%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

【ソフトウェア開発】

当社の中心的なビジネス領域である金融系分野は、売上高9,360百万円（前期比0.8%増）となりました。制度改定や保守領域の拡大が進んだ銀行系業務は1,102百万円（同28.6%増）、システム刷新案件や領域拡大が進んだその他金融系業務は462百万円（同20.1%増）、保守工数の削減が継続しているもののシステム刷新案件やフロントシステム開発案件を拡大させた生命保険系業務は2,642百万円（同1.1%増）となりました。保守予算の削減が影響した損害保険系業務は3,510百万円（同5.9%減）、モバイル等の新規案件の受注、拡大が進んだものの大型開発案件の収束が影響した証券系業務は1,643百万円（同3.3%減）となりました。

非金融系分野は、売上高2,556百万円（同24.2%増）となりました。DX案件やアジャイル開発等のデジタルビジネスが大きく進展した情報サービス系業務は645百万円（同200.1%増）、クラウド構築を中心に新規案件の受注が堅調な通信系業務は1,194百万円（同7.3%増）となったものの、保守案件の大幅縮小があった医療福祉系業務は332百万円（同18.3%減）となりました。

これらの結果、ソフトウェア開発全体の売上高は11,916百万円（同5.1%増）となりました。

【情報システムサービス等】

情報システムサービス等の売上高は272百万円（前期比20.7%減）となりました。

（単位：千円）

区 分 \ 期 間	第 47 期 2018年3月期		第 48 期 2019年3月期		第 49 期 2020年3月期		第 50 期 2021年3月期 (当事業年度)	
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比
ソフトウェア開発	11,682,214	% 97.4	12,471,872	% 97.4	11,342,705	% 97.1	11,916,886	% 97.8
情報システムサービス等	306,244	2.6	330,932	2.6	343,362	2.9	272,200	2.2
合 計	11,988,459	100.0	12,802,805	100.0	11,686,067	100.0	12,189,086	100.0

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は54,638千円であり、その主なものは、社内システムに係る無形固定資産51,239千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 47 期 2018年3月期	第 48 期 2019年3月期	第 49 期 2020年3月期	第 50 期 2021年3月期 (当事業年度)
売上高	11,988,459	12,802,805	11,686,067	12,189,086
経常利益	903,816	1,038,944	923,192	1,085,671
当期純利益	610,503	651,286	631,594	748,514
1株当たり当期純利益	50円32銭	53円68銭	52円13銭	61円84銭
総資産額	9,852,415	10,422,545	10,313,591	11,383,663
純資産額	6,427,889	6,836,250	7,081,044	7,579,119
1株当たり純資産額	529円82銭	563円48銭	584円44銭	627円90銭

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

国内企業におけるＩＴ投資は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり厳しい状況が続いておりますが、企業におけるデジタル経営志向の高まりから、DX領域への投資活動は拡大してきております。

このような状況下、人が最大の資産である当社においては、高い技術力と顧客要求を的確に実現できる業務理解能力が強く求められ、これらの要求に高いレベルで応えられる人財を確保、育成していくことが当社の事業拡大における最重要課題と認識し、鋭意取り組んでまいります。

(1) デジタルビジネス領域への展開

各企業は成長力、競争力強化のためにデータの利活用をベースとした新たなビジネスモデルの創出へと変革する必要に迫られております。また、先端技術の活用により既存の業務サービスが大きく変化するとともに、新たなサービス、新商品の開発が加速していくことが予想されます。このようななか、当社は拡大するデータ活用ビジネスのニーズに的確に対応し、お客様の業務改革や新たなビジネスの創出に積極的に対処してまいります。

(2) サービス提供型事業への展開

既存の受託開発は逓減傾向にあり、かつソフトウェアは「作る」から「使う」へとサービスシフトが加速しております。また、技術者のリソース不足は今後も継続し、人財の確保は非常に厳しい状況となっております。そこで当社は長期的な事業成長を図るために、労働集約型の受託開発に代表されるような人月ビジネス以外のモデルを構築する必要がある、今後、新たなサービス提供型ビジネスの創出に注力してまいります。

(3) 持ち帰り開発の積極的な推進

自社への持ち帰り開発によって、若手を中心とした技術者の育成と共に人的リソースの有効活用による売上高、利益額の増大が期待できます。そこで、当社はこれまで以上に、持ち帰り開発のための営業強化と受け入れ体制の構築、適切な運用に注力してまいります。

(4) ＩＴ人財の確保

各種ＤＩ調査によるとＩＴ技術者不足は依然として解消しておらず、システム開発要員の確保は厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社としては採用部門を強化し新卒採用者数を10名以上増やすと共にDX人財を中心としたキャリア採用も積極的に行ってまいります。

(5) 人材の育成

金融系分野におけるシステム開発において、オープン化・クラウド化の進展等により、システム開発技術は多様化、複雑化、高度化しております。一方、顧客業務を十分に理解し、要求内容を的確にシステムとして展開できる業務知識が重要になっております。これら「システム技術力」と「業務知識」に加え、事業拡大に伴うパートナー技術者の増加に対応したプロジェクトの管理・運営を円滑に遂行していくための「プロジェクトマネジメント力」の強化が一層重要になると認識しております。また、近年AI、IoT、Big Data、ブロックチェーン技術及びRPA等の技術習得が必須となっており、これらの「先端技術力」習得に加え、人月ビジネス以外の新しい事業を創出するための「事業開発力」を磨いてまいります。

(6) 仕損リスクの回避

請負契約のシステム開発プロジェクトにおいては、仕様変更や機能追加などに起因する想定外の作業や納品時点では予見できない不具合等の無償対応による追加費用の発生が懸念されます。その防止のため、プロジェクト革新室を中心として、プロジェクトの状況及び問題点の「見える化」を推進してまいります。商談段階における案件内容とそのリスクの把握及び受注可否判断、プロジェクト運営段階での状況把握による早期対策の要否、顧客に対する契約改定の申し入れなど、内容と規模によっては経営判断を含めた仕損防止体制を強化してまいります。

(7) パートナー会社との関係強化と要員確保の柔軟性の実現

事業規模拡大に向けては、顧客からのより多くの要求に適切に応えるため、社内技術者の強化とともに高いスキルを保有するパートナー技術者の確保が必須となっております。業界の受注競争が激化するなか、確実に顧客の要求に応え、高品質のシステムを提供していくためには、より一層適切なパートナー選定が不可欠となります。パートナー会社の選定につきましては、長期継続的な要員計画により、双方にとって価値のある関係を構築してまいります。また、ITスキル、あるいは業務アプリケーション構築力などパートナー会社の保有する技術力の特性を見極め、最適の体制構築を実現し競争力を高めてまいります。

開発費用の削減、あるいは一時的な多数の要員確保の要求に対しては、中国を中心としたオフショア会社及び地方のニアショア会社の活用も引き続き推進してまいります。

(8) プロジェクトマネジメントの強化・徹底

プロジェクトの円滑で健全な推進については、担当マネージャのスキル強化を図るとともに、引き続き、PMOの活動を強化、推進してまいります。受託ソフト開発における顧客要求事項は費用のみならず納期、品質についてもより厳格となっており、案件受注に対する情報サービス業界内の競争が激化しております。監視すべきプロジェクトを選定し、適切なタイミングで適切な指摘と対策を実施することで顧客の信頼を獲得し継続的な受注を実現し、安定的な事業推進に寄与できるものと考えております。

(9) 顧客RM（リレーションシップ・マネジメント）の向上

情報サービス業界内の競争が一層激化するなか、従来以上に継続的に顧客とのリレーションを実施することは、要求事項の迅速な把握、最適な提案の実施、高品質のシステム提供の実現において不可欠であります。顧客リレーション強化に向け、顧客重視をより鮮明にし、顧客満足度向上を目指し開発部門と営業部門が一体となった運営を推進してまいります。

(10) コンプライアンス、セキュリティ対応の徹底

個人情報の保護やセキュリティの強化につきましては、継続して各種基準、ルール、手順の見直し、改定を行いながら、最適な管理体制を確立してまいります。特にセキュリティに関してはISO27001認定による更なるセキュリティレベルの向上と顧客からの信頼向上を図り、社員及びパートナー技術者全員への教育とルールの徹底を継続してまいります。

また、コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会において、「行動推進方針及び実施計画」を策定し、不正防止のチェックやコンプライアンス意識向上のための教育、周知等継続的に実施してまいります。

(11) 業務の効率化と働き方改革

企業の競争力強化には、複雑化した社内業務プロセスの見直しや働き方改革による生産性向上が欠かせません。当社は社内業務の効率化やペーパーレス対応を図るべく基幹系システムの刷新を実施し、また、リモートワークやオンライン会議等を可能にすることで、柔軟で多様な働き方を可能にし、新たな価値と生産性向上による収益を生み出すことを目的として、競争優位性の確保と労働環境の改善に基づく働き甲斐のある職場へと改善を図ってまいります。

(12) 新型コロナウイルス感染症に伴う影響

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなかで、当社では感染防止対策として、出勤率の抑制、時差出勤、本社管理部門のスプリット体制（フロアの分散）等を実施してまいりました。引き続き、社員やパートナー及びその家族の安全・安心を最優先に考え、また新型コロナウイルス感染症の業績への影響が最小限となるよう各種施策に取り組んでまいります。

(13) SDGsに向けた取り組み

当社はこれまで保険や通信、電力、災害対策といった社会性・公共性の高いサービスの提供を行い、社会課題の解決に努めてまいりました。これからもお客様へのシステム提供を通じて、より安心・安全で、より便利な、そして環境にやさしい社会づくりに貢献してまいります。

5. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

区 分	事 業 の 内 容
ソ フ ト ウ ェ ア 開 発	保険・証券・銀行など金融系ユーザ及び通信業向けを中心としたソフトウェア開発業務を行っております。
情 報 シ ス テ ム サ ー ビ ス 等	ユーザのコンピュータの運用管理業務等を行っております。

6. 主要な営業所（2021年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都文京区小石川一丁目12番14号

7. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
541名	4名増	38.5歳	13.0年

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員（19名）を含んでおります。

Ⅱ. 株式の状況（2021年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 48,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,070,511株（自己株式1,795,481株を除く）
3. 株主数 3,898名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	2,639,000株	21.9%
東 邦 シ ス テ ム サ イ エ ン ス 従 業 員 持 株 会	1,072,262	8.9
渡 邊 一 彦	660,180	5.5
日 本 ユ ニ シ ス 株 式 会 社	585,000	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	411,300	3.4
篠 原 誠 司	400,140	3.3
株 式 会 社 野 村 総 合 研 究 所	245,400	2.0
富 士 通 J a p a n 株 式 会 社	234,000	1.9
光 通 信 株 式 会 社	189,300	1.6
染 宮 俊 伸	183,700	1.5

（注）持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
・取締役（社外取締役を除く。）

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	7,997 株	2 名

Ⅲ. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	小坂 友康	社長執行役員
取 締 役	田邊 直樹	常務執行役員管理本部長
取 締 役	渡邊 一彦	
取 締 役	小向 鋭一	
取 締 役	下島 文明	
常 勤 監 査 役	渡辺 敏男	
監 査 役	高橋 誠	
監 査 役	武間 久男	
監 査 役	田崎 稔	

- (注) 1. 取締役下島文明氏は、2020年6月23日開催の第49回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役小向鋭一氏及び下島文明氏は、社外取締役であります。
3. 監査役武間久男氏及び田崎稔氏は、社外監査役であります。
4. 取締役小向鋭一氏、下島文明氏及び監査役武間久男氏、田崎稔氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 取締役上嶋裕和氏は、2020年6月23日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

5. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、常勤取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月24日開催の第39回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分が年額20,000千円以内）と決議されております。（ただし、使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で2019年6月21日開催の第48回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額40,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、1999年6月24日開催の第28回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長が各取締役の責任と役割等を総合的に評価・決定し、取締役会の諮問委員会であるコーポレートガバナンス委員会の審議・答申を踏まえたうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決議することとしております。

また、株式報酬については取締役会により決議された株式報酬規程に基づいて算定された個人別の割当株式数について、コーポレートガバナンス委員会の審議・答申を踏まえたうえで、取締役会において決議することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の人数
		基本報酬 (金銭報酬)	株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	76,909千円 (7,200千円)	69,600千円 (7,200千円)	7,309千円 (-)	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	24,000千円 (7,200千円)	24,000千円 (7,200千円)	-	4名 (2名)

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2020年6月23日開催の第49回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 株式報酬（非金銭報酬）は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 非金銭報酬等の内容

取締役の非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、譲渡制限期間の異なる譲渡制限付株式Ⅰ型（以下、「Ⅰ型」という）及び譲渡制限付株式Ⅱ型（以下、「Ⅱ型」という）を設定し、株式株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めております。

Ⅰ型は株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、譲渡制限期間を20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間、Ⅱ型は中期経営計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間としております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等

該当事項はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小 向 鋭 一	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。 なお、同氏には、幅広い人脈を活かした業務執行部門の営業活動への協力及び事業拡大に寄与していただくことを期待しており、当事業年度においては、同氏の人脈を活かし、開発部門の新規顧客の開拓の支援を実施してまいりました。
社外取締役	下 島 文 明	就任後開催の取締役会には、13回中13回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。 なお、同氏には、経営者としての経験を活かし、当社経営への助言及び業務執行の適切な監督を行っていただくことを期待しており、当事業年度においては、取締役会において、経営方針や経営戦略について、自らの知見と経験に基づき助言を行ってまいりました。
社外監査役	武 間 久 男	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、19回中17回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	田 崎 稔	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、適宜質問、助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、19回中19回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
------------------------	----------

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円
--------------------------------	----------

(注) 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は金融商品取引法上の監査に対する報酬等を含んでおります。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

(1) 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(2) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するため、また財務報告の適正性を確保するため必要な体制の整備をしております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社（ＴＳＳ）は、「ＴＳＳ基本理念」、「ＴＳＳ企業行動原則」からなる「ＴＳＳ企業行動基準」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び企業倫理を遵守した行動をとるための規範としております。

また、「公益通報者保護規程」を定め、内部通報制度として「ＴＳＳヘルプライン」、社外通報制度として「パートナーホットライン」を設置・運営しております。

(2) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書保存規定」を定め、取締役の職務の執行に関わる情報を文書にて保存・管理しております。

文書の保存期間は、主管部署ごとに「文書保存一覧表」として明示されており、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等は永久保存、株主総会関係書類は10年保存とするなど、重要な書類は長期に保存・管理しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を定め、ビジネス上のリスクを識別し総合的にリスクをコントロールしております。また、内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制制度、リスク管理など全社レベルでの内部統制を行っております。

品質、情報セキュリティ、個人情報保護その他個別のリスクに対処するため専門の委員会を設け、リスクの把握及び対応を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催しております。

また、経営と執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、経営上の最高意思決定を行う者を取締役、各業務部門の執行責任者である者を執行役員としております。

- (5) 監査役の補助使用人に関する事項及び監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、経理部又は総務部から監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。

- (6) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告するものとしております。

なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来るものとしております。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとしております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査業務の達成を図ることとしております。

- (7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

また、報告を行った者に対しては、公益通報者保護規程に準じて報告者の保護と秘密保持に最大限の配慮を行うこととしております。

- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

また、監査役の職務の執行について生じる定常的な費用については、毎年予算化しております。

(9) 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、経理規程等を整備し、必要な内部統制環境を構築しております。

また、財務報告において不正や誤謬の発生するリスクを管理し、予防及び牽制を効果的に機能させることで、正確な財務諸表を作成するとともに、財務報告の信頼性・適正性を確保することに努めてまいります。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組について

- ①内部統制システムの重要な柱であるコンプライアンス体制についての有効性を更に高める観点から、コンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度は12回開催しました。同委員会において「行動推進方針及び実施計画」を策定し、i) コンプライアンス体制の整備、ii) 内部牽制体制の確立、iii) 監査機能が発揮されるためのシステム運用、iv) コンプライアンス意識の向上の4項目を重点施策として取り組みました。主な実施内容としては、不正防止のチェック、社員意識向上のための全社教育、通報・相談窓口の周知及びパートナー企業へのアンケート調査などを行いました。
- ②代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を年5回開催しました。同委員会ではi) 通報及び法令遵守状況、ii) 労務状況、iii) コンプライアンス委員会の推進状況、iv) 財務報告に係る内部統制制度の運用状況、v) リスク管理規程に基づく全社的リスク評価結果、vi) 情報システム管理規程に基づくIT環境評価（年1回）等について報告を行いました。

(2) リスク管理について

当社は「リスク管理規程」に基づき、当社において発生しうるビジネス上のリスクを「ビジネスリスク・チェックリスト」により識別し、リスクの評価、リスクへの対応を行いました。当事業年度は「ビジネスリスク評価検討会」を年4回開催し、関係部署より、リスクへの対応方針、対応状況について確認・評価し、その結果を内部統制委員会に報告しました。また、個別のリスクに対応するため、品質管理委員会を年4回、セキュリティ委員会（情報セキュリティ・個人情報保護）を年3回開催しました。

(3) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、定時取締役会9回、臨時取締役会7回の計16回の取締役会を実施しました。取締役会においては、法令・定款及び取締役会規程で定めた経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しました。

(4) 監査役の職務の執行について

- ①当事業年度は、定時監査役会12回、臨時監査役会7回の計19回の監査役会を実施しました。監査役会においては監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。
- ②監査役は四半期決算毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、内部統制上又は経営上の重要事項についての意見交換を実施しました。
- ③監査役は、取締役会等に出席するとともに、年に2回代表取締役との意見交換を行いました。
- ④監査役は、内部監査担当から定期的に内部監査の結果報告を受ける等、相互連携を図りながら監査を実施しました。

(5) 内部監査の実施状況について

内部監査担当は、内部監査計画書に基づき、業務全般にわたる監査を実施し、代表取締役社長に報告しました。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,988,449	流 動 負 債	1,741,918
現 金 及 び 預 金	8,010,827	買 掛 金	700,382
売 掛 金	1,912,327	未 払 金	99,410
仕 掛 品	1,819	未 払 費 用	103,132
前 払 費 用	67,690	未 払 法 人 税 等	302,415
そ の 他	1,522	未 払 消 費 税 等	156,278
貸 倒 引 当 金	△5,738	賞 与 引 当 金	341,167
固 定 資 産	1,395,214	製 品 保 証 引 当 金	8,200
有 形 固 定 資 産	92,580	そ の 他	30,931
建 物	60,928	固 定 負 債	2,062,625
工 具、器 具 及 び 備 品	31,651	退 職 給 付 引 当 金	1,977,909
無 形 固 定 資 産	56,108	そ の 他	84,716
ソ フ ト ウ ェ ア	4,679	負 債 合 計	3,804,544
電 話 加 入 権	188	純 資 産 の 部	
そ の 他	51,239	株 主 資 本	7,345,313
投 資 そ の 他 の 資 産	1,246,525	資 本 金	526,584
投 資 有 価 証 券	411,960	資 本 剰 余 金	554,200
長 期 前 払 費 用	755	資 本 準 備 金	531,902
繰 延 税 金 資 産	710,179	そ の 他 資 本 剰 余 金	22,298
敷 金	108,633	利 益 剰 余 金	6,887,430
そ の 他	20,671	利 益 準 備 金	10,500
貸 倒 引 当 金	△5,675	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,876,930
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,876,930
		自 己 株 式	△622,901
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	233,805
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	233,805
		純 資 産 合 計	7,579,119
資 産 合 計	11,383,663	負 債 純 資 産 合 計	11,383,663

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,189,086
売 上 原 価		10,019,342
売 上 総 利 益		2,169,744
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,093,176
営 業 利 益		1,076,567
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,082	
そ の 他 営 業 外 収 益	5,922	10,004
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	900	900
経 常 利 益		1,085,671
税 引 前 当 期 純 利 益		1,085,671
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	397,818	
法 人 税 等 調 整 額	△60,661	337,156
当 期 純 利 益		748,514

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	526,584	531,902	10,105	542,007	10,500	6,431,519
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△303,103
当 期 純 利 益						748,514
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			12,192	12,192		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	12,192	12,192	－	445,411
当 期 末 残 高	526,584	531,902	22,298	554,200	10,500	6,876,930

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	6,442,019	△568,849	6,941,761	139,282	139,282	7,081,044
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△303,103		△303,103			△303,103
当 期 純 利 益	748,514		748,514			748,514
自 己 株 式 の 取 得		△60,780	△60,780			△60,780
自 己 株 式 の 処 分		6,727	18,920			18,920
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				94,523	94,523	94,523
事業年度中の変動額合計	445,411	△54,052	403,551	94,523	94,523	498,075
当 期 末 残 高	6,887,430	△622,901	7,345,313	233,805	233,805	7,579,119

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
----	--------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れの実績等を勘案した繰入率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

顧客納入後における契約不適合責任に基づき、当事業年度末において損失が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については完成基準を適用しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表にⅢ. 会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

受注損失引当金及び製品保証引当金

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
受注損失引当金	—
製品保証引当金	8,200千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

ソフトウェア開発事業のうち受注契約においては、開発対象が無形の資産であること、また技術革新により開発内容が多様化、高度化していることから、当初予定していなかった仕様変更や追加作業が発生する可能性があります。

当該受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。

また、顧客納入後における契約不適合責任に基づき、顧客に対して無償で役務提供を行う場合があります、このような売上計上後の追加原価の発生に備えるため、個別プロジェクト毎に追加原価の発生可能性を勘案して計算した見積り額を製品保証引当金として計上しております。

(2) 主要な仮定

受注損失引当金及び製品保証引当金の金額の見積りににおける主要な仮定は、将来における総費用又は追加原価の発生見込み額であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である総費用及び追加原価の発生見込み額については、見積りの不確実性が高く、受注契約に係る損失発生額及び契約不適合責任に対応するための追加原価が想定以上に膨らんだ場合、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

117,286千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期首株式数(株)	当 事 業 年 度 増加株式数(株)	当 事 業 年 度 減少株式数(株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	13,865,992	—	—	13,865,992
合計	13,865,992	—	—	13,865,992
自己株式				
普通株式	1,750,111	66,071	20,701	1,795,481
合計	1,750,111	66,071	20,701	1,795,481

(変動事由の概要)

2020年11月16日開催の取締役会決議による自己株式の取得	66,000株
単元未満株式の買取りによる増加	71株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	20,701株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	181,738	15.00	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	121,365	10.00	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2021年6月23日開催の第50回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	301,762	25.00	2021年3月31日	2021年6月24日

(注) 1株当たり配当額には創立50周年記念配当10.00円が含まれております。

Ⅵ. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。また、当社はポイント制を採用しており、計算の基礎に予想昇給率を組み入れておりません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,981,015千円
勤務費用	137,211千円
利息費用	19,810千円
数理計算上の差異の発生額	△86,024千円
退職給付の支払額	△85,899千円
退職給付債務の期末残高	1,966,113千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	1,966,113千円
未認識数理計算上の差異	11,796千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,977,909千円
退職給付引当金	1,977,909千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,977,909千円

(3) 退職給付費用及びその他内訳項目の金額

勤務費用	137,211千円
利息費用	19,810千円
数理計算上の差異の費用処理額	26,868千円
確定給付制度に係る退職給付費用	183,890千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.0%
-----	------

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	605,240千円
賞与引当金	104,397千円
未払法定福利費	15,813千円
減価償却費	1,270千円
未払事業税	18,525千円
ゴルフ会員権	12,631千円
株式報酬費用	9,677千円
長期未払金	25,923千円
その他	35,339千円
繰延税金資産小計	828,817千円
評価性引当額	△15,547千円
繰延税金資産合計	813,270千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△103,090千円
繰延税金負債合計	△103,090千円
繰延税金資産純額	710,179千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等に限定し、資金調達については自己資金で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては取引先別に期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが一ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（注2を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,010,827	8,010,827	—
(2) 売掛金	1,912,327	1,912,327	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	410,280	410,280	—
資産計	10,333,435	10,333,435	—
(4) 買掛金	700,382	700,382	—
負債計	700,382	700,382	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額1,680千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

IX. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 627円90銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 61円84銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 東邦システムサイエンス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 葛 貫 誠 司^印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 澤 依 子^印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦システムサイエンスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更にはそれらをもとに、会計監査人の評価・選解任に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、該当内部統制システムの体制整備・運用に関しては継続的な改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社東邦システムサイエンス 監査役会

常勤監査役	渡 辺 敏 男	㊟
監 査 役	高 橋 誠	㊟
社外監査役	武 間 久 男	㊟
社外監査役	田 崎 稔	㊟

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 2 番 25 号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）4 階 鳳凰の間
電 話 （03）3261-9921（代表）



交通のご案内

- ★ J R 市ヶ谷駅から徒歩 2 分
- ★ 都 営 新 宿 線 市ヶ谷駅（A 1 または A 4）出口から徒歩 2 分
- ★ 東京メトロ 有楽町線・南 北 線 市ヶ谷駅（1 または A 1）出口から徒歩 2 分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。